

## \* 障害者控除対象者認定書の交付をご希望の方へ \*

### 障害者控除対象者認定書について

障害者手帳等の交付を受けていない方でも、障害者に準ずるものとして福祉事務所長が認定をした場合は、「障害者控除対象者認定書」を交付します。この認定書を確定申告や住民税申告の際にご提出いただくと、所得税や住民税の控除を受けることができます。

### 【控除額】

認定区分	所得税	特別区民税
障害者	27万円	26万円
特別障害者	40万円	30万円

### 【障害者控除の対象となる方】

障害者控除対象者認定基準日（12月31日）において、次の要件をすべて満たす方

墨田区に住所がある65歳以上の方

介護保険の要介護認定結果情報による身体状況等が、下記の認定基準に該当している方

#### < 認定基準 >

障害者	主治医意見書の「認知症高齢者の日常生活自立度」が a 以上で、介護度が要支援 1 以上 <b>知的障害者（軽度・中度）に準ずる</b>
	主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度」が A 以上で、介護度が要支援 1 以上 <b>身体障害者（3級～6級）に準ずる</b>
特別障害者	主治医意見書の「認知症高齢者の日常生活自立度」が a 以上で、介護度が要介護 3 以上 <b>知的障害者（重度）に準ずる</b>
	主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度」が B 以上で、介護度が要介護 3 以上 <b>身体障害者（1級、2級）に準ずる</b>
	要介護認定結果情報において、以下の項目にすべて該当すること 起き上がり...「できない」、 歩行...「できない」、 洗身...「全介助」又は「行っていない」、 食事摂取...「一部介助」又は「全介助」、 排尿...「全介助」、 排便...「全介助」 <b>ねたきり高齢者</b>

### 【申請方法】 **まずは、お電話をください！ ☎03-5608-6168**

認定書の交付を希望される方は、控除の対象となるかを事前にお問い合わせください。

対象となった方には申請書をお送りします。申請は原則、郵送受付です。

申請書の提出から交付まで概ね1週間程度かかります。

過去の認定書又はお亡くなりになった場合は、随時、ご連絡ください。

< 問い合わせ先 > 墨田区高齢者福祉課 支援係 電話：03-5608-6168